

京都市告示第 97 号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に休館します。

平成22年5月11日

京都市長 門川大作

臨時に休館する日 平成22年5月18日（火）、19日（水）及び
20日（木）

（歴史資料館）